

雇用保険被保険者

資格喪失届
氏名変更届標準
字体

0123456789

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

【記載について】

赤字のとおり記載していただき、
黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

1. 個人番号

休業

余白に朱書きで「休業」
と記載してください。

2. 被保険者番号

3401-654321-7

3. 事業所番号

3401-123456-0

4. 資格取得年月日

4-270401 (3 昭和
4 平成)

5. 離職等年月日

4-300713

6. 喪失原因

4 (1 離職以外の理由
2 3以外の離職
3 事業主の都合による離職)

7. 離職票交付希望

1 (1 有
2 無)

8. 1週間の所定労働時間

3500

9. 補充採用予定の有無

☐休業を開始した日の前日
を記載してください。休業の場合は「4」を
記載してください。

10. 新氏名

フリガナ (カタカナ)

※ 記載欄
公共職業安定所

11. 喪失時被保険者種類

3 (3 季節)

12. 国籍・地域コード

 (17欄に対応
するコードを
記入)

13. 在留資格コード

 (18欄に対応
するコードを
記入)

14. 被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (続き)

15. 在留期間

 まで16. 派遣・請負
就労区分1 派遣・請負労働者として
主として当該事業所以外
で就労していた場合
2 1に該当しない場合

17. 国籍・地域

18. 在留資格

19. (フリガナ)

テキョウ ユウコ

20. 性別

男・女

21. 生 年 月 日

大正
昭和
平成
60 年 1 月 23 日22. 被保険者の
住所又は居所

広島市中区上八丁堀 8-2

23. 事業所名称

株式会社ハローワーク

24. 平成

氏名変更年月日 年 月 日

25. 被保険者で
なくなった原因

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 30 年 7 月 17 日

住 所 広島市中区八丁堀 5-7

事業主

氏 名 株式会社ハローワーク
代表取締役 厚労太郎記名押印又は署名
印

電話番号 082-502-7831

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

安定所	備考欄

※	所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作者

確認通知年月日
平成 年 月 日

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）休業

① 被保険者番号	3401-654321-7	③ フリガナ	テキヨウ ユウコ	④ 離職年月日	平成30年7月13日
② 事業所番号	3401-123456-0	離職者氏名	適用 優子	年	月
⑤ 名称	株式会社 ハローワーク	⑥ 離職者の住所又は居所	〒730-8513 広島市中区エーパ丁堀8-2	日	
事業所所在地	広島市中区ハ丁堀5-7	電話番号	082-502-7831	電話番号	(082) 223-8609
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。	※離職票交付 平成 年 月 日 (交付番号)				
住所	広島市中区ハ丁堀5-7	休業を開始した日の前日を記載してください。			
事業主氏名	株式会社ハローワーク 代表取締役 厚谷太郎				

離職の日以前の賃金支払状況等

⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	⑫ 賃金額	⑬ 備考
① 一般被保険者等	② 短期雇用特例被保険者			④ ⑤ 計	
離職日の翌日	7月14日				
6月14日～離職日	離職月 30日	7月1日～離職日	13日	100,000 5,000 105,000	
5月14日～6月13日	月 31日	6月1日～6月30日	30日	200,000 10,000 210,000	
4月14日～5月13日	月 30日	5月1日～5月31日	31日	200,000 10,000 210,000	
3月14日～4月13日	月 31日	4月1日～4月30日	30日	200,000 10,000 210,000	
2月14日～3月13日	月 28日	3月1日～3月31日	31日	200,000 10,000 210,000	
1月14日～2月13日	月 31日	2月1日～2月28日	28日	200,000 10,000 210,000	
月 日～月 日	月 日	1月1日～1月31日	31日	200,000 10,000 210,000	
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日	日		

⑭ 賃金に関する特記事項	⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。 (記名押印又は自筆による署名) (離職者氏名)
--------------	--

※公共職業安定所記載欄	⑮ 欄の記載 有・無
	⑯ 欄の記載 有・無
	資・聴

本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。

また、本手続きについて、社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行・事務代理者の表示	氏名	電話番号

【記載について】
赤字のとおり記載していただき、
黒枠で囲んでいる部分を記載してください。

余白に朱書きで「休業」と記載してください。

事業主記入欄	離職理由	※離職区分
【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】 □ 定年による離職（定年 歳） 定年後の継続雇用 { を希望していた（以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください） } a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して解雇した場合も含む。） b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他（具体的理由を） □ 3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない) →ある場合（同一事業所の有期雇用労働者に一律に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日から定められていた・いなかった） □ (2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無（更新又は延長しない旨の明示の 有・無）) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加が ある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } 労働者から契約の更新又は延長 { を希望しない旨の申出があった } の希望に関する申出はなかった ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無（更新又は延長しない旨の明示の 有・無）) 労働者から契約の更新又は延長 { を希望する旨の申出があった } 労働者から契約の更新又は延長 { を希望しない旨の申出があった } の希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。） (aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) □ (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 □ (4) 移籍出向 4 事業主からの働きかけによるもの □ (1) 解雇（重責解雇を除く。） □ (2) 重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇） □ (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 □ ① 事業の縮小又は一部休業に伴う人員整理を行うためのもの □ ② その他（理由を具体的に） 5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 □ ① 労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため □ ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため □ ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため □ ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 □ ⑤ 職種転換等に適應することが困難であったため（教育訓練の 有・無） □ ⑥ 事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧（新）所在地：） □ ⑦ その他（理由を具体的に） □ (2) 労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等） □ 6 その他（1～5のいずれにも該当しない場合） (理由を具体的に)	よるもの 手形取引停止による離職 は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A 1 B 2 A 2 B 2 C 2 D 2 E 3 A 3 B 3 C 3 D 4 D 5 E

⑮ 離職者本人の判断（○で囲むこと）
事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

記名押印又は自筆による署名（離職者氏名）